

はばたけ、子どもたち！文化芸術活動応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術活動（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条に規定する芸術、同法第9条に規定するメディア芸術、同法第10条に規定する伝統芸能、同法第11条に規定する芸能並びに同法第12条に規定する生活文化及び国民娯楽をいう。）に関する全国大会又は国際大会に出場する者に敬意を表するとともに、その活動を応援するために交付するはばたけ、子どもたち！文化芸術活動応援金（以下「応援金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 応援金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市民

イ アに準ずる者として市長が定める者

(2) 全国大会又は国際大会（出場者の交流のみを目的とするもの及び予選会に出場した全ての者又は団体が出場できるものを除く。）に予選会等（都道府県大会以上の規模のものに限る。）を経て出場する者（大会の主催者が認める方法により、予選会等への出場を免除された者を含む。）

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は、応援金の交付の対象としない。

(1) 同一年度中に応援金の交付を受けた者

(2) 教科学習など教育課程上の活動により交付対象大会に出場した者

(交付額)

第3条 応援金の額は、5,000円（団体で大会に出場する場合であつて当該団体に所属する応援金の交付の対象となる者が11人以上であるときは、50,000円を当該者の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。